

答 申 第 82 号

平成 30 年 11 月 19 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定及び非公開決定に係る審査請求に
対する裁決について(答申)

平成 30 年 6 月 22 日付け諮問第 18 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 淀川水系猪名川開削工事に係る特殊工法を変更した理由と根拠資料及び特
殊工法変更に伴う比較、優劣を決定した根拠資料
- 2 淀川水系猪名川開削工事に係る施工計画書
- 3 淀川水系猪名川開削工事において設計図書に示された工法と同等以上と判
断した結果及び設計図書に示された工法と同等以上の施工方法であることの
遵守義務違反でないことの理由
- 4 下請業者から元請業者に提出されたスーパービッガーの見積書
- 5 淀川水系猪名川開削工事に係る総合評価の審査資料

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書の部分公開決定及び非公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分为非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 29 年 12 月 22 日、平成 30 年 1 月 17 日及び同年 2 月 23 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、公開請求の対象公文書として、淀川水系猪名川開削工事（以下「本件工事」という。）に関する次の文書を請求しているものと特定した。

- (1) 本件工事に係る特殊工法を変更した理由と根拠資料及び特殊工法変更に伴う比較、優劣を決定した根拠資料（以下「文書 1」という。）
- (2) 本件工事に係る施工計画書（以下「文書 2」という。）
- (3) 本件工事の入札時 V E 方式における V E 提案の審査及び採否の基準（以下「文書 3」という。）
- (4) 本件工事において設計図書に示された工法と同等以上と判断した結果及び設計図書に示された工法と同等以上の施工方法であることの遵守義務違反でないこと理由（以下「文書 4」という。）
- (5) 下請業者から元請業者に提出されたスーパービッガーの見積書（以下「文書 5」という。）

3 実施機関の決定

- (1) 平成30年1月12日、実施機関は、本件工事において工法を変更した事実はないため、文書1が不存在であることを理由として、公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (2) 同年2月28日、実施機関は、文書2の一部に条例第6条第1号及び第2号に該当する非公開情報が含まれるとして、当該部分を非公開とし、その余を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。
- (3) 同年3月9日、実施機関は、文書3の全部を公開する公開決定処分（以下「本件処分3」という。）、文書4の文書が不存在であるとする公文書非公開決定処分（以下「本件処分4」という。）及び文書5の全てが条例第6条第2号に該当するとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分5」という。）を行った。

4 審査請求

- (1) 平成30年2月15日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号（以下「法」という。））第2条の規定により、本件処分1を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (2) 同年3月15日、審査請求人は、法第2条の規定により、本件処分2を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。
- (3) 同年3月19日、審査請求人は、法第2条の規定により、本件処分4及び本件処分5を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求3」という。）を行った。また、当該審査請求書には、本件処分3に係る文書3は、求めていたものではないので、再回答を求めるとの記載があった。

5 実施機関の決定及び諮問

- (1) 平成30年4月12日、実施機関は、上記4(3)の本件審査請求3の記載をもつ

て、新たな公文書公開請求があったものとみなし、本件工事における総合評価の審査資料（以下「文書6」という。）を対象公文書と特定した上で、文書6の全てが条例第6条第2号及び第6号に該当するとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分6」という。）を行った。

(2) 同年6月22日、諮問庁は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求1、本件審査請求2及び本件審査請求3に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分1、本件処分2、本件処分4及び本件処分5を取り消すとの裁決を求める。なお、本件処分3による文書3は要求しておらず、再回答を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件審査請求1（本件処分1「文書1の不存在」について）

本件工事の設計図書に明示された特殊工法を変更しているにもかかわらず、工法比較検証を行っていない。その検証を行わないまま工法を変更し、かつ清算も当初契約単価のまま実施しようとしているのは、公共事業としての税金の無駄遣いである。公共として、法令に基づく業務履行及び適切な回答を求める。

(2) 本件審査請求2（本件処分2「文書2の非公開部分」について）

本件工事のVE提案書作成要領（以下「本件要領」という。）には、落札者の提案の概要について公表する場合がありますとされ、公的な信頼性のある公表された客観的文献等を提示するとされていることから、「公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められる」との理由に該当しないので、文書2の公開を求める。

(3) 本件審査請求3

ア 本件処分4「文書4の不存在」について

本件要領には、「設計図書が指定するものと同等以上の施工方法であること」と記載されているのにかかわらず、実施機関の「現況地形を尊重した掘削」と同等以上ということを求めていたとの回答は、明らかにすり替えられ、ねじ曲げられた理論である。「現況地形を尊重した掘削」というのは、結果であって「同等以上の施工方法」というのは、岩盤掘削に対する施工方法を指すものである。その施工方法に係る各工法の性能、品質、能力等の差異を比べて審査すると理解するのが正当である。

イ 本件処分5「文書5の全部非公開」について

VE提案の基本条件として「コスト削減」というキーワードがあり、今回の特殊工法とは「歩掛工法ではなく積算基準に未掲載で見積もり徴収が必要な工法」であることから「法人のノウハウに全く該当するものではなく」単なる施工単価であり、落札者の特許工法でもなく税金で行われる工事であるので公開すべきである。

ウ 本件処分3の再回答について

本件処分3による文書3は要求していない。当方は、本件要領に準じて提出された提案書に対して、県土整備部入札時VE（試行）実施要領に基づき県土整備部技術審査会において定められた規定どおりに審査すべき各項目について審査を行う義務を遵守され、当該規定どおりに割愛することなく執行され、審査に対する義務違反がなく対応されたのかを尋ねており、単なる発注時の様式を要求したのではないので、再回答を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書及び口頭による理由説明において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件工事について

本件工事は、総合評価落札方式（技術提案型）において、入札時VEにより落札者を決定している。総合評価落札方式（技術提案型）とは、価格だけではなく、品質向上の提案など価格以外の要素と価格の両方を総合的に評価して落札者を決定する方法で、技術的工夫の余地が大きく、施工上の工夫など技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式である。また、入札時VEとは、入札時に入札参加者から施工方法等に関する提案を募集することにより、同等のコストで機能を向上させるための技術を活用する方式であり、原則として提案内容による現地施工が必須となっている。

実施機関は、入札公告にあたり、入札予定価格の算定等のため設計図書を作成するが、その積算上、岩盤掘削に係る特殊工法では、NETIS（国土交通省が運営する新技術情報提供システム）登録の特殊工法二つを想定し、設計図書を作成した。本件工事については、入札参加者からのVE提案と入札価格を総合的に評価した結果、設計図書において積算上想定した特殊工法（以下「想定特殊工法」という。）とは異なる工法による施工方法を提案した入札参加者が落札することとなった。

2 本件処分の非公開理由について

(1) 本件処分1について

入札時VEでは、積算上想定した施工方法と同等のコストで機能を向上させる施工方法の提案を前提としていることから、落札者が入札時の技術提案により示した施工方法の採用は「特殊工法の変更」ではない。

入札参加者に想定特殊工法による提案のみを求めたものではないことは、当該入札が入札時VEを伴う総合評価落札方式（技術提案型）であること、特記仕様書に「想定工法の明示は、あくまで当初積算における想定工法を示したものであり、特定の工法の使用を推奨するものではない」との記載から、明らか

である。

したがって、実施機関は、特殊工法の変更を行った事実が無く、特殊工法変更に伴う比較、優劣を決定した根拠資料を作成していないことから、公開請求に係る公文書を保有していない。

なお、審査請求人は、「工法比較検証を行わないまま工法を変更し、かつ清算も当初契約単位のまま実施しようとしている」と主張しているが、本件処分である公文書非公開決定の取消を求める理由ではない。

(2) 本件処分2について

本件処分2の対象公文書である文書2は、工事目的物を完成するために必要な手順や施工方法等を記載した文書であり、本件工事の契約後、工事を請け負った会社（以下「本件元請業者」という。）により作成され、阪神北県民局へ提出された施工計画書である。

審査請求人は、本件要領の中に「落札者の提案については、その概要について公表する場合がある」との記載により公開を求めている。しかし、この記載は、マスコミ等に公表を求められた場合に概要を公表する可能性を示唆したものに過ぎず、その前段に「発注者は、VE提案に関する事項が提案者以外に知られることがないように取り扱う」と記載しているように、VE提案内容が詳細に記載された施工計画書の公表を想定したものではない。

また、審査請求人は、本件要領により、様々な公的な信頼性のある公表された客観的文献等を提示することになっていることから、「公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められることにはならない」と主張する。しかし、本件要領の記載は、単に入札参加者がVE提案の根拠等を実施機関に示す方法について入札参加者に説明したものに過ぎず、提案内容や根拠等を公表する趣旨ではない。

文書2の施工計画書に含まれる条例第6条第1号及び第2号に該当する非公開情報は、下記のとおりである。

ア 従業員の氏名等

現場組織表等に記載された従業員の氏名等並びに緊急時の体制及び対応に記載された地元自治会長の氏名等については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

イ 企業名等

企業名、企業名を間接的に特定できる情報及び契約日等は、本件元請業者の取引上の秘密に当たるものであり、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものに該当するため、条例第6条第2号により非公開が妥当である。

ウ VE提案に係る施工方法

本件工事は、入札時に技術提案を受け付ける入札時VE方式の工事であり、実施機関は、入札参加者のVE提案を「審査項目① 現状の岩風景を尊重した立体的な岩掘削を行うための調査方法と施工方法」及び「審査項目② 岩掘削施工後の出来形を確認するための検査方法」により審査し、施工業者を決定した。入札時に配布した「VE提案書作成要領」においても「VE提案に関する事項が提案者以外に知られることがないように取り扱う」と記載している。

本件元請業者から提出された施工計画書である文書2には、審査項目①の調査方法と施工方法の内容（河川土工の施工手順、日数、作業方法・品質規格等、確認方法、検認等及び岩掘削施工方法）及び審査項目②の検査方法の内容（新技術・新工法概要情報）が記載されている。

したがって、本件元請業者の生産技術上のノウハウに当たり、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものに該当し、条例第6条第2号により非公開が妥当である。

エ VE提案以外の施工方法及び施工管理計画の社内管理目標の内容等

上記ウ以外の施工方法についても、各工事の施工計画書ごとに内容が異なることから、本件元請業者が培ってきた技術上のノウハウであり、かつ資料作成上のノウハウに関する情報である。また、施工管理計画に記載された社内管理目標値、社内測定基準及び自社整理条件等については、本件元請業者が独自で定めた目標値及び基準であり、技術上のノウハウに関する情報である。

これらの情報を公にすることにより、法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号の非公開情報に該当する。

オ 施工に係る安全管理、環境対策等の内容

上記ウ及びエ以外の施工に係る安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用促進並びにその他の項目に記載された内容は、本件元請業者独自の内部管理に属する情報であり、また、対策に係る記載内容には企業独自の取組みが記載された技術上のノウハウに関する情報が含まれている。

これらの情報を公にすることにより、法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号の非公開情報に該当する。

(3) 本件処分4について

本件工事に係る入札では、想定特殊工法と同等のコストで、設計図書の一部である特記仕様書に記載の「現況地形を尊重した掘削」が可能となる施工方法の提案を前提としていることから、本件要領の「設計図書が指定するものと同様以上の施工方法であること」とは、想定特殊工法を含む各施工方法自体の性能や環境影響等を比較するものではなく、「現況地形を尊重した掘削」が可能となる施工方法であることを求めるものである。

入札参加者に想定特殊工法による提案のみを求めたものではないことは、当該入札が入札時VEを伴う総合評価落札方式（技術提案型）であること、特記仕様書に「想定工法の明示は、あくまで当初積算における想定工法を示したも

のであり、特定の工法の使用を推奨するものではない」との記載から、明らかである。

したがって、施工方法自体の性能等を想定特殊工法と比較した事実はなく、想定特殊工法と同等以上と判断した資料も作成していないことから、公開請求に係る公文書を保有していない。

(4) 本件処分5について

文書5は、本件工事において使用されているスーパービッガー工法に関し、本件下請業者から本件元請業者へ提出された見積書であり、実施機関が本件元請業者から提供を受けた参考資料である。

審査請求人は、法人のノウハウに全く該当しない単なる施工単価である等と考へ、非公開とする理由がないと主張している。

しかしながら、見積書は単なる施工単価ではなく、スーパービッガー工法による施工に必要な人工・機械構成が細かく記載されており、これらの構成を決定することは企業の技術上のノウハウに他ならない。また、見積書は本件下請業者から本件元請業者に提出された資料であり、企業間の取引情報に該当する。

このことから、技術上のノウハウ及び取引情報に該当し、公にすることより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する非公開情報である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分1について

実施機関が本件処分1により、文書1が不存在であることを理由としていることについて、審査請求人は、本件工事の設計図書に明示された特殊工法を実施機関が変更した事実があることを前提として、本件工事に係る「特殊工法を変更し

た理由と根拠資料及び特殊工法変更に伴う比較、優劣を決定した根拠資料」を求めている。このことについて、実施機関は、本件工事の設計図書である特記仕様書には、「想定工法の明示は、あくまで当初積算における想定工法を示したものであり、特定の工法の使用を推奨するものではない」と記載してあることから、入札参加者に想定特殊工法による提案のみを求めたものではなく、入札時VEにおいて想定特殊工法と異なる工法による施工方法が採用されたとしても「特殊工法の変更」ではないと説明する。

本件工事設計図書の特記仕様書を見分したところ、審査請求人が主張する本件工事の設計図書に明示された特殊工法が記載されている箇所は、特記仕様書第19条(その他)の「5. 当初設計における積算の考え方等について」において、「下記は、代表的な工種について、現当初設計における積算条件、想定内容及び設計変更の考え方を示したものである。」として、「【岩掘削】」、「【仮設工】」及び「【法覆護岸工】」の工種ごとに、「現当初設計における積算条件、想定内容及び設計変更の考え方」が示されており、「【岩掘削】」については、「通常の岩掘削のみでは対応が困難であることが予想されるため、大型ブレーカーによる掘削工法、代表的なNETIS登録の掘削工法により、工事費を積算している。」、「また、下記想定工法の明示は、あくまで当初積算における想定工法を示したものであり、特定の工法の使用を推奨するものではない。」ものとして、「・特殊工法1：NETIS登録No.KK-150074-A」及び「・特殊工法2：NETIS登録No.KK-120019-A」という特殊工法が記載されている。

本件工事設計図書の特記仕様書におけるこのような記載を鑑みると、審査請求人が変更した事実があると主張する本件工事の設計図書に明示された特殊工法は、実施機関が代表的なNETIS登録の掘削工法を当初積算における想定工法として記載したものであると認められる。

したがって、実施機関において本件工事設計図書の特記仕様書に記載された想定特殊工法を変更した事実がないことが認められ、また、現に本件工事に係る入

札公告に応じた入札参加者の提案内容において想定特殊工法以外のものがあったことを鑑みると、入札参加者に想定特殊工法による提案のみを求めたものではなく、入札時VEにおいて想定特殊工法と異なる工法による施工方法が採用されたとしても「特殊工法の変更」ではないという実施機関の説明について、不自然又は不合理な点は見当たらない。

なお、想定特殊工法と想定特殊工法以外の工法の優劣を比較した資料を作成すべきなのかは、現に存在する文書についての公開のあり方を検討する当審議会の職責とするところではない。

よって、実施機関が本件処分1において、条例第10条第2項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件処分2について

(1) 対象公文書について

本件処分2の対象公文書である文書2は、本件元請業者が作成して実施機関に提出した施工計画書であり、工事目的物を完成するために必要な手順や施工方法等のほか、従業員の氏名や取引先の企業名等が記載されている。

(2) 非公開部分の条例第6条各号の該当性について

従業員の氏名等については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第6条第1号に該当する。取引先の企業名等は、本件元請業者の取引上の秘密に該当し、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、同条第2号該当すると認められる。

審議会において見分したところ、VE提案に係る施工方法、VE提案以外の施工方法、施工管理計画の社内管理目標等については、どのような方法を採用し、工事現場においてどのような配慮をすべきか、という本件元請業者の具体

的な技術提案が全体として記載されており、当該記載内容は、本件元請業者の施工経験、施工実績等に基づく独自のノウハウに当たるものと認められる。そのため、当該記載内容を公開すれば、他の同種工事の入札において、競合他社等が当該部分の記載内容を模倣した施工計画書を作成・提出することが可能となり、その結果、VE提案した業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条第2号に該当すると認められる。

また、施工に係る安全管理、環境対策等の項目に記載された内容については、本件元請業者独自の取組みが記載されており、本件元請業者独自のノウハウに当たるものと認められる。しかしながら、交通管理の項目、環境対策の項目及び現場作業環境の整備の項目に記載された一部の箇所については、本件元請業者独自の内部管理に属する情報であるとも、ノウハウに当たるものとも認められないため、同条第2号の非公開情報に該当しないことから、別表に示す部分については公開すべきである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、文書2について、本件要領の中に「落札者の提案については、その概要について公表する場合がある」との記載により公開を求めるとともに、様々な公的な信頼性のある公表された客観的文献等を提示することになっていることから、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められることにはならないと主張する。

しかしながら、実施機関によれば、本件要領の当該記載は、提案内容や根拠等まで公表する趣旨ではないとしていることに鑑みると、審査請求人の上記主張は採ることはできない。

3 本件処分4について

実施機関が本件処分4により、文書4が不存在であることを理由としていることについて、審査請求人は、本件要領に「設計図書が指定するものと同様以上の

施工方法であること」と記載されていることから、VE提案された各施工方法の性能や環境影響等について想定特殊工法と比較・審査すべきであることを根拠として、「工法を比較・審査した資料」の公開を求めている。このことについて、実施機関は、本件工事の設計図書である特記仕様書には、「現況地形を尊重した掘削」が可能となる施工方法であることを求めると記載してあるとともに、「想定工法の明示は、あくまで当初積算における想定工法を示したものであり、特定の工法の使用を推奨するものではない」と記載してあることから、工法自体の性能や環境影響等を想定特殊工法と比較する必要がなく、その事実もないため、想定特殊工法と同等以上と判断した資料も作成していないと説明する。

本件要領を見分したところ、審査請求人が主張する「設計図書が指定するものと同等以上の施工方法であること」が記載されている箇所は、「(1) VE提案書の記載内容」との見出しのもと、「以下の項目について提案を求める。」との文章が記載され、その提案を求める項目の「4)」として記載されている。当該見出しのもとには、「4)」のほか、「1)」では、「発注者が提示する断面における岩掘削の施工に関し、以下の審査項目について具体的かつ適切な提案を求める。」として、「[審査項目①] 現況の岩風景を尊重した立体的な岩掘削を行うための調査方法と施工方法」、「[審査項目②] 岩掘削施工後の出来形を確認するための検査方法」が記載されている。

本件要領におけるこのような記載とあわせて、上記1で述べたように、実施機関の設計図書の記載内容は、想定特殊工法による提案のみを実施機関が求めているとまで解することはできないことを鑑みると、審査請求人が主張する本件要領の「設計図書が指定するものと同等以上の施工方法であること」との記載をもって、実施機関において、必ず、VE提案された各施工方法における工法自体の性能や環境影響等について想定特殊工法と比較・審査を行うことが義務付けられているものとまで言うことはできない。

したがって、工法自体の性能等を想定特殊工法と比較した事実はないという実

施機関の説明について、不自然又は不合理な点は見当たらない。

なお、VE提案の審査において工法自体の性能等を想定特殊工法と比較するべきなのかは、現に存在する文書についての公開のあり方を検討する当審議会の職責とするところではない。

よって、実施機関が本件処分4において、条例第10条第2項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

4 本件処分5について

本件処分5の対象公文書である文書5は、本件下請業者から本件元請業者に提出された本件工事に係るスーパービッガー工法に関する見積書である。

審査請求人は、法人のノウハウに全く該当しない単なる施工単価である等と考え、非公開とする理由がないと主張している。

しかしながら、文書5の見積書は、単なる施工単価ではなく、スーパービッガー工法による施工方法に必要な人工・機械構成が細かく記載されており、技術上のノウハウ及び取引情報に該当し、公にすることより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると認められる。

よって、実施機関が本件処分5において、同条第2号に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

5 本件処分6について

本件審査請求3において、審査請求人は、本件処分3による文書3は要求しておらず、本件要領により提出された提案書に対して県土整備部技術審査会において、審査項目を割愛することなく審査を行う義務を遵守し違反なく行われたのかを尋ねているとして、再回答を求めている。

この再回答の求めは、当該求めに応じて対象公文書を特定し直し、新たに特定された対象公文書の公開を求めているものと解することができる。

一方で、実施機関は、本件審査請求3における審査請求人の再回答の求めに対して、新たな公文書公開請求があったものとみなし、文書6を対象公文書とした上で、文書6を非公開決定処分（本件処分6）としている。

審議会は、本件処分6について、実施機関が本件処分3の対象公文書に文書6が含まれているものとして新たに決定したものと捉え、実施機関が文書6を非公開決定処分とした本件処分6の妥当性を判断することとし、以下検討する。

(1) 対象公文書について

文書6は、実施機関が総合評価落札方式（技術提案型）により、本件工事の落札者を決定するために実施した技術審査会（以下「本件技術審査会」という。）において配布された総合評価の審査資料である。

審議会において見分したところ、当該資料は、本件要領の「評価項目等一覧」、入札参加者を素点及び審査点等で評価した結果が記載された「VE提案評価総括表」、素点の評価の基準が記載された「採点基準（案）」、当該採点基準（案）に基づき入札参加者のVE提案を評価した内容が記載された「技術評価基準表」、入札参加者のVE提案の内容を整理した「VE提案の評価整理表」及び参考資料（入札参加者がVE提案に当たり添付した資料）により構成されている（なお、本件要領の「評価項目等一覧」は、本件要領とともにすでに公開されているものである。）

(2) 非公開部分の条例第6条各号の該当性について

実施機関は、文書6全体が「企業の技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、企業の正当な利益が損なわれると考えられること、また、契約に係る事務に関し、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、条例第6条第2号及び第6号に該当するとして本件処分6を行っている。

しかしながら、審議会が文書6を見分したところ、次のアからエまでの項目

については、当該項目の全部又は一部が同条第2号及び第6号に該当しないため、別表に示す部分については公開すべきである。

ア 「評価項目等一覧」

「評価項目等一覧」は、すでに公開されている本件要領の一部であるため、公開できるものである。

イ 「VE提案評価総括表」

「VE提案評価総括表」は、本件工事の入札結果として公開されている技術評価点内訳書と同一内容であると認められるため、公開できるものである。

ウ 「採点基準（案）」

実施機関の説明によると「採点基準（案）」は、入札参加者のVE提案の内容を反映して総合評価の審査ごとに作成されるとのことであった。

審議会で見分したところ、「採点基準（案）」には、実施機関が本件処分3により審査請求人に全部公開した文書3に含まれていた「評価項目等一覧」と題する文書及び「評価指標毎の配点・採点方法」と題する文書において示されている評価項目等と同一内容であると認められる部分があり、当該部分は公開できるものと認められる。

しかしながら、別表に記載する非公開部分については、評価点が得られる具体的な手法や施工方法が記載されており、本件工事の入札結果として公表されている技術評価点内訳書において、入札参加者が各評価項目において得た点数との照合により一部の入札参加者の提案した手法や施工方法が判明すると認められる。そのため、各入札参加者が提案した施工方法は、生産技術上のノウハウに当たり、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められ、条例第6条第2号に該当する。

また、総合評価の審査において、評価点が得られる具体的な手法や施工方法といった評価項目を明らかにすれば、当該評価項目に沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、VE提案による落札方式の適正な運用に

支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条第6号に該当する。

エ 「技術評価基準表」

「技術評価基準表」には、入札参加者のVE提案の内容及び上記ウの「採点基準（案）」に基づく、各VE提案の評価が記載されている。各VE提案の内容及び各VE提案の評価は、条例第6条第2号により非公開が妥当であるが、上記ウにおいて同条第2号及び第6号を適用することはできないと判断した部分については、公開すべきである。

オ 「VE提案の評価整理表」及び参考資料

「VE提案の評価整理表」は、入札参加者のVE提案様式を加工して作成した表であり、入札参加者のVE提案の内容及び上記ウの「採点基準（案）」に基づく評価が記載されている。参考資料は、VE提案書の添付資料で、提案内容に関する説明等が記載されたものである。

したがって、いずれもVE提案の内容が記載されている文書であって、各入札参加者の生産技術上のノウハウに当たり、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものに該当するため、条例第6条第2号に該当する。

6 その他審査請求人の主張

審査請求人は、本件工事の施工方法について、県土整備部技術審査会において適切な評価がなされておらず、公共事業として税金の無駄遣いである等の主張をしている。

しかしながら、実施機関が公共事業を実施するに当たって、どのような施工方法を用い、どのような評価の場においてどのような評価をなせば、効率の良い公共事業になり得るかについては、現に存在する文書についての公開の在り方を検討する当審議会の職責とするところではない。

7 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別 表

名称	主な項目	公開すべき部分
文 書 2	「(11) 交通管理」 の「過積載の防止」 と題する頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「過積載車の状況と使用禁止」の内容を記載した部分 ・「過積載対策（搬出時）」の内容を記載した部分（当該部分のうち、上から4項目目の記載部分、左から2つ目の囲み中の記載部分、左から3つ目の囲みの右側の記載部分を除く。） ・「過積載対策（搬入時）」の内容を記載した部分のうち、2つの小項目の名称及び2つ目の小項目に係る記載部分
	「(12) 環境対策」	<ul style="list-style-type: none"> ・「(5) 汚濁対策」の記載内容を除く部分
	「(13) 現場作業環境の整備」	<ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 建設業退職金共済適用の積極的加入促進」においてステッカーを表示した部分 ・「(3) 工事現場のイメージアップ」の内容を記載した部分（当該部分のうち、「・工事への理解及び地元説明会の実施」と題する記載部分の2行目の左から7文字目以降から3行目の右から24文字目までを除く。） ・「(4) 工事表示板設置」の図
文 書 6	評価項目等一覧	全て
	VE提案評価総括表	全て
	採点基準（案）	次の非公開部分を除いた部分 <ul style="list-style-type: none"> ・「目的と手法」欄の「手法」 ・①(2)及び②の「評価項目」欄の「技術点」に記載された手法等
	技術評価基準表	次の非公開部分を除いた部分 <ul style="list-style-type: none"> ・「目的と手法」欄の「手法」 ・①(2)及び②の「評価項目」欄の「技術点」に記載された手法等 ・入札参加者の提案内容及び評価

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 6 月 22 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 6 月 29 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 30 年 8 月 8 日 第 2 部会 (第 61 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 9 月 28 日 第 2 部会 (第 64 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 11 月 14 日 第 2 部会 (第 67 回)	・ 審議
平成 30 年 11 月 19 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 河 端 亨 (平成 30 年 11 月 1 日から)

委 員 後 藤 玲 子 (平成 30 年 10 月 31 日まで)

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子